



あずけたい・入園・就学



一時保育

一時保育は、ご家庭で育児をされている方が、通院、PTA、仕事、リフレッシュなどで、お子さんを預けて用事を済ませたいとき利用できます。

利用できる方 保育所・認定こども園・地域型保育事業・認証保育所を利用していない0歳6か月～就学前の児童。
なお、施設により預かり対象が異なります。＊実施場所等の詳細はP100～102を参照

こどもつながる定期預かり事業

保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等を利用していない未就園児を保育所等で定期的に預かります。

利用できる方 豊島区内に住所を有する、保育所・幼稚園・認定こども園等を利用していない0歳6か月～2歳児クラスの児童

利用回数等 月2回・一日8時間まで。上半期(4～9月)と下半期(10～3月)でそれぞれ利用申し込みを行います。(申し込み多数の場合は抽選等を行います)

ただし、空き定員活用による施設は、半期途中でも利用が打ち切りになることがあります。

利用料 日額2,200円上限。ただし、生活保護受給世帯、住民税非課税世帯及び第2子以降は別途申請により利用料を免除します。

申込手順 利用者募集期間に各園に直接お問い合わせください。
なお、施設によって預かり対象や時間等が異なります。

問 保育課 特別保育・認可外保育グループ ☎03-4566-2496

短期特例保育

保護者が出産や病気、または看護を要する家族がいる等の緊急な理由で、一時的にお子さんの保育が必要ときに、同年齢クラスに欠員のある場合のみ、認可保育園(地域型保育事業を除く)で保育します。

利用できる方

豊島区に住所のある生後8週経過児から(生後4ヶ月経過児からの保育園もあります。)就学前までの健康で特別な配慮が必要のない子どもで、保護者が次の理由で、緊急に保育を必要とする時に利用できます。

- ①保護者が病気、出産等で入院する
- ②保護者が自宅療養や通院する(1週3日以上通院し、1日4時間以上を要する場合)
- ③家族の入院・自宅療養のため、保護者が看護にあたる
- ④保護者が葬儀を主催または出席する
- ⑤保護者が死亡、行方不明等で不在
- ⑥保護者が災害等により復旧作業に従事する

＊受け入れ月齢は各園の条件によります。



子育て中のご家庭を応援します！

ベビーシッターを 利用してみませんか？

保護者の方の
リフレッシュに！

資料請求はこちら

居宅訪問型保育も行っています

保育園や幼稚園の
選考に！

家事代行
サービスも！

まずはお気軽に
お問い合わせください

サンフラワー・A株式会社

東京都板橋区小豆沢1-12-6 プラッセ小豆沢2階
TEL 03-5994-3113 Fax 03-5994-3284
URL <http://www.sunflower-a.com/>

*里帰り出産で保育を希望される場合は、区外に住所がある方も利用できます。

保育期間 1か月以内(月をまたいでの利用ができません。)

保育時間 基本保育時間 8:30~17:00

*必要な場合は各施設の基本保育時間まで利用できる施設もあります。基本保育時間を超える場合は、年齢に条件があります。

*更に延長を希望する場合は19:15まで

利用料 子ども1名/日額2,000円(基本保育料)

●延長保育料/1時間400円

申込手順 ①申し込み:保育課入園グループへ(事情を伺い保育園を内定します。)

②申請書:内定後、入園グループに「申請書・証明書」等を提出してください。

③面接:お子さんと一緒に保育園に行き、保育内容等を話し合います。

問 保育課 入園グループ ☎03-3981-2140

●● 休日保育

保護者の就労等により、原則、休日等に常態的に保育を必要とする「子ども・子育て支援制度支給認定」の対象となったお子さんを、保護者にかわり指定された認可保育所で保育する事業です。

利用に際し、通常保育料とは別に利用料等がかかる場合があります。また利用予定の休日保育実施施設にて、事前に利用登録が必要です。

利用できる方 豊島区内に住所を有し、豊島区内・区外の認可保育施設(地域型保育事業を含む)・東京都認証保育所に在籍し、支給認定を受けているお子さん。ただし利用日現在、満1歳を経過していること。

実施場所

施設名	同援さくら保育園	西巢鴨さくらそう保育園	せんかわみんなの家	おおつかほうゆう保育園
運営法人	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会	社会福祉法人 豊島区社会福祉事業団	社会福祉法人 つばさ福祉会	社会福祉法人豊友会
所在地	南池袋3-7-8	西巢鴨1-1-13	要町3-54-8	北大塚1-21-13
電話番号	03-5957-7510	03-5907-5110	03-3530-5735	03-3576-2200

問 各保育園

●● 病児・病後児保育

認可保育施設等に通っているお子さんが、ケガや病気の回復期などで集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的にお預かりする事業です。

利用に際し、通常保育料とは別に利用料等がかかります。また事前に利用登録が必要です。

対象児童 豊島区内に住所を有していて、かつ下記のいずれかに該当しているお子さん

1. 認可保育施設(地域型保育事業を含む)に在籍している。
2. 東京都認証保育所に在籍し、支給認定証(※)を交付されている。
3. 東京都に届出をしている認可外保育施設に在籍し、支給認定証(※)を交付されている。
4. 幼稚園の預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。
5. 認定こども園に在籍し、支給認定証の2号の交付をされている。または、預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。

※支給認定証とは、子ども・子育て支援制度に伴い、保育の必要性について認定・交付されるもの。

利用年齢 利用日現在、満1歳を経過していること。

お預かりできる症状の範囲

1. 感冒、消化不良症等、乳幼児が日常罹患する疾患
2. 水痘、風疹等の伝染性の疾患
3. 喘息等の慢性疾患
4. 熱傷、骨折等の外傷性疾患
5. その他医師が利用可能と判断した疾患

※いずれも医師による「病児・病後児保育の利用に支障がない(急性期を過ぎていて、感染の恐れがない)」という診断が必要です。

実施場所

種別	保育所併設型			診療所併設型	
施設名	同援さくら保育園 病後児保育室	西巢鴨 さくらそう保育園 病後児保育室	せんかわ みんなの家 病後児保育室	田村医院 ピョピョ 病児・病後児 保育室	ちあふるクリニック 東池袋小児科 病児保育室
運営法人	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会	社会福祉法人 豊島区社会福祉 事業団	社会福祉法人 つばさ福祉会	医療法人社団 東医田村会	
所在地	南池袋3-7-8	西巢鴨1-1-13	要町3-54-8	池袋本町1-45-16	東池袋4-2-1-303
電話番号	03-5957-7510	03-5907-5110	03-3530-5735	03-5985-1424	070-4355-0375
利用	日	月～金曜日(祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)			月・火・木・金(祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
	時間	7:15～18:15		8:30～18:15	8:45～18:15
定員 (予約順)		2名/1日		4名/1日	2名/1日

利用料 1人1日 2,000円 (診療所併設型は税込2,200円です。)

※保育所併設型で給食を希望する場合、別途1日500円が必要になります。

※利用料は、利用日ごとに当日お子さんをお預けになる際に直接施設へお支払ください。

※せんかわみんなの家の支払いにはEdyカードが必要です。

※同援さくら保育園の支払いはPayPayのみ。

問 保育課 私立保育グループ ☎03-3981-1823



2歳からご入会！初めてのならいごと

レイフラスタジオ

フラダンス教室



Lei Hula Studio

無料体験レッスン受付中

leihulastudio.com

★未就学クラス・月1回 日曜日 60分

★小学生クラス・月3回 土曜日 60分

★その他大人クラスも常設



〒171-0032 豊島区雑司ヶ谷2-3-6 プチモンド目白103 TEL: 03-6423-2797

●● その他、独自事業として実施している施設

施設名	運営法人	所在地	電話	利用日	利用時間	定員
東長崎つばめ保育園	医療法人 正美会	南長崎5-24-8 SOTOKIWA1階	03-5906- 5133	月～金曜日 (祝日・年末年始12月 29日～1月3日を除く)	8:00～17:30	1名/1日

*対象年齢、注意事項、利用方法、利用料等は園に直接お問い合わせください。

●● 訪問型病児保育利用料助成制度

お子さんが病気やけがのため登園・登校できない時に、民間のベビーシッター事業者等が実施する居宅訪問型病児保育を利用した際の利用料の一部を助成する事業です。病児保育サービス利用日の前後7日間以内に医療機関を受診していることが条件となります。

1. 未就学児を対象とする訪問型病児保育利用料助成制度

対象児童 豊島区内に住所を有し、かつ、以下の項目に該当しているお子さん

- ・認可保育施設(地域型保育事業を含む)に在籍している
- ・東京都認証保育所に在籍し、子ども・子育て支援制度の認定を受けている。
- ・東京都に届出をしている認可外保育施設に在籍し、子ども・子育て支援制度の認定を交付されている。または、保護者が就労証明書を提出できる。
- ・幼稚園お預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。
- ・認定こども園に在籍し、子ども・子育て支援制度の2号認定を受けている。または、預かり保育を月10日以上利用し、保護者が就労証明書を提出できる。
- ・その他、区長が特に認めたもの

※いずれも、居宅訪問型病児保育サービスの利用日前後7日間以内に、医療機関を受診していることが必要です。

助成対象額 ベビーシッター利用時の自宅における病児保育に係る費用で、現金に値する額に相当する額。

※入会金、年会費、月会費(実際にベビーシッターを利用した場合の保育料に充当する場合は対象)、登録料、交通費、シッター保険料、予約に必要な追加オプション、各種クーポン券の利用は含まれません。

限度額 児童1名あたり 1日20,000円 年間(年度単位)100,000円

※助成対象となる民間ベビーシッター事業者等の範囲は、区ホームページの事業者案内にてご確認ください。利用に際し、事前登録を必要とする事業者もあります。

利用の流れ

- (1)居宅訪問型病児保育のサービスを受け、ベビーシッター事業者等に利用料を支払います。
- (2)豊島区保育課に、以下の書類を揃えて助成金交付の申請をします。

◀提出書類▶

- ①訪問型病児保育利用料助成交付申請書(所定様式)
 - ②請求書兼口座振替依頼書(所定様式)
 - ③サービスの利用に係る領収書及び利用明細書の写し
 - ④医療機関を受診したことが分かるもの(例:診療明細書、レシート、処方箋などの写し)
- ※郵送提出可。①と②の用紙は、区ホームページよりダウンロードできます。

- (3)提出された申請書類等を審査した後、「交付決定通知」または「不交付決定通知」が送付され、交付決定者の指定口座に助成金が振り込まれます。

※詳細は、区ホームページをご覧ください。

トップ>子育て・教育>保育>補助金・助成金に関すること>訪問型病児保育利用料助成

問 保育課 入園グループ ☎03-3981-2140

2. 小学生(学童クラブ在籍児)を対象とする訪問型病児保育利用料助成制度

- 対象児童**
- ・お子さん及び保護者の方ともに豊島区内に住民登録かつ居住していること
 - ・小学6年生までのお子さんと、学童クラブ(児童福祉法に基づき実施されている施設)に在籍していること
 - ・助成対象の保育サービス事業者が実施する居宅訪問型病児・病後児保育サービスを利用していること
 - ・保育サービス利用の前後7日以内に医療機関を受診していること(受診したことがわかる書類が必要です)

助成対象額 未就学児を対象とする利用料助成制度と同じです。

限度額 助成対象費用の半額を、年度内(4月1日から翌年3月31日まで)5万円まで助成します。

※住民税非課税または生活保護受給世帯の場合は、助成対象費用の全額を、年度内10万円まで助成します。

※利用の流れなど詳細は区ホームページをご覧ください

問 子育て支援課 庶務・事業グループ ☎03-4566-2478

ファミリー・サポート・センター

子育て中の家庭を支援するために「子育ての手助けをしてほしい方」(利用会員)と「子育ての手助けがしたい方」(援助会員)が地域の中で、子育ての相互援助を行う事を目的としています。利用するには会員登録が必要です。

主な援助内容 保育施設までの送迎、保護者の用事の時などに子どもを預かる等(*病児の預かりはできません)

対象年齢 生後43日から小学校修了までの子ども

利用時間 原則として7:00~20:00(応相談 22時まで)

利用料 平日の7:00~19:00は、子ども1人当たり1時間800円

それ以外の時間帯は、1時間900円

土・日・祝日・年末年始(12/29~1/3)は、1時間900円

*きょうだいを同時に預ける場合、2人目は半額になります。

*生活保護または児童扶養手当を受給している世帯や市区町村民税非課税世帯には、利用料助成制度があります。

※詳細は区ホームページをご覧ください。

問 子育て支援課 ファミリー・サポート・センター事務局 ☎03-3981-2146

豊島区ベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)

一時的に保育を必要とする家庭の保育の受け皿の確保及びその経済的負担の軽減を図るため、豊島区では、東京都の制度を活用し、ベビーシッターを利用した保護者に対し、その利用料の一部を助成する事業を実施しています。

対象児童 未就学児(0歳から満6歳に達する年度の末日まで)

助成対象 令和7年4月1日~令和8年3月31日に利用したベビーシッター利用料のうち、保護者が事業者を支払った純然たる保育サービス提供対価のみが、助成対象です。

対象事業者 東京都が定める認定事業者(東京都のホームページに掲載されている事業者)
事業者と契約の際、「東京都のベビーシッター利用支援事業(一時預かり利用支援)を活用したい」旨を必ず事業者に伝えて下さい。

その他 助成申請前に豊島区へ事前登録を行う必要があります。

また、申請書の提出締切期限が定められています。

詳細は豊島区ホームページでご確認ください。

問 子育て支援課 庶務・事業グループ ☎03-4566-2478

子どもショートステイ事業

※詳細はホームページをご覧ください。



利用日数 4月からの1年間に12泊まで

※原則として1回の利用につき6泊が限度です。

費用 乳児院:1日につき2,500円(1泊2日の場合5,000円)
その他:1日につき3,000円(1泊2日の場合6,000円)

【減額免除制度】

- ・非課税世帯:半額免除
- ・生活保護受給世帯:全額免除
- ・利用要件①(QRコード参照)のうち、保護者が入院することで不在となる場合:全額免除

【取り消し料】

- ・利用前日17時以降の取り消しについては1日分の費用がかかります。

※施設により対象年齢、利用定員があります。利用を希望される場合は、まず電話でご相談ください。

問 東部子ども家庭支援センター
西部子ども家庭支援センター

☎03-5980-5275
☎03-5966-3131

学童クラブ

学童クラブは、保護者が働いている・病気やけがで治療している・同居の家族を介護しているなどの事情があるご家庭のお子さん(小学生)をお預かりします。集団生活を通し、自立と健全な育成を支援することを目的としています。

※障害のあるお子さんの学童クラブ利用については、別途ご相談ください。

所在地 子どもスキップ全22ヶ所にそれぞれ「学童クラブ」を設けています。

利用時間 授業のある日/月～金 放課後～午後6時まで(延長利用申請者は午後7時まで)
土曜日 午後5時まで
授業がない日/月～金 午前9時～午後6時まで(延長利用申請者は午後7時まで)
土曜日 午前9時～午後5時まで
*9時前利用申請者は午前8時15分から。

利用料 月額4,000円(減免制度あり)
*午後7時までの時間延長利用は、別途月額1,000円が必要です。
*学校休業日の9時前利用は、別途年額1,000円が必要です。

間食費 月額1,000円(補助制度あり)

利用の手続き 利用を希望する学童クラブに利用申請書と児童の保護を必要とすることを証明する書類(就労証明書等)を提出してください。
これらの書類や面接をもとに審査を経て、利用の可否が決まります。

問 教育部 放課後対策課 児童支援グループ ☎03-3981-1058

ホームスタート

地域の先輩ママ・パパがご家庭を訪問し一緒に育児をします。

対象 乳幼児のいる家庭・妊婦

利用時間 週1回2時間程度 計4～6回

内容 ・ママ・パパ、妊婦さんの話し相手
・子育てや家事を一緒にに行い、困ったときは一緒に考える。
・外出の付き添いほか。
*ベビーシッターや家事代行はできません。

利用料 無料

利用方法 下記に直接、お問い合わせください。

問 認定NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク<ホームスタート・わくわく>
☎080-4711-8840 メール:hswakuwaku@gmail.com

①就学前の教育・保育

子ども・子育て支援制度

「子ども・子育て支援制度」とは、子育てをめぐる様々な問題を解消し、子育てしやすい社会を実現するために平成27年度(2015年度)に設けられた制度です。

平成27年(2015年)4月の制度開始に伴い、幼稚園・保育園などの利用を希望する場合には、入所の申込みに加えて、利用のための申請が必要になります。

詳しくは、内閣府のホームページをご覧ください。

→ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

◎利用できる施設・事業

幼稚園

【3歳～就学前】

小学校以降の教育の基礎をつくるための
幼児期の教育を行う学校

※子ども・子育て支援制度へ移行しない園を
利用する場合は、認定申請は不要です

認定こども園

【0歳～就学前】(注1)

教育と保育を一体的に行う施設

保育所(認可保育園)

【0歳～就学前】

就労などのため家庭で保育のできない保
護者に代わって保育する施設

地域型保育事業(認可事業)

【0～2歳(4月1日現在)】

認可保育園より少人数の単位で、0～2歳
の子どもを預かる事業

①家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員1
～5人)を対象にきめ細かな保育を行う

②小規模保育事業

少人数(定員6～19人)を対象に、家庭的
保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育
を行う

③事業所内保育事業

会社の事業所の保育施設などで、従業員
の子どもと地域の子どもを一緒に保育する

④居宅訪問型保育事業

障害・疾患などで個別のケアが必要な場
合や、認可施設の申込みをし、入園できな
かった場合に、利用者の自宅で1対1で保
育を行う

◎利用申込み先

区立幼稚園

⇒保育課 幼稚園グループにお問合わせ
ください(注2)。

私立幼稚園

認定こども園(教育を希望する場合)

⇒各園に直接お問合わせください(注2)。

認定こども園(保育を必要とする場合)

保育所(認可保育園)

地域型保育事業(認可事業)

⇒保育課入園グループにて、保育の必要
性の認定申請および利用申込みが必要
です

◎その他の施設

●東京都認証保育所等

⇒各施設に直接お問合わせください。

注1) 認定こども園は、入園の申込み先が
施設により異なる場合があります。
入園を希望する園の所在地の自治体
にお問合わせください。

注2) 幼稚園を希望する方で、「保育所(認可
保育園)」と併願する場合には、それぞ
れの申込み先へお申込みください。